

遠隔授業における著作物の取り扱いについて

従来の著作権法では、著作物の内容をオンライン授業などで配信（＝公衆送信）するためには、著作権者から個別に許諾を得る必要がありましたが、教育の情報化に対応するために、改正著作権法が 2018 年 5 月に成立し、「授業目的公衆送信補償金制度（以下、本制度という）」が新設されました。これにより、文化庁の指定管理団体である「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」（SARTRAS）に補償金を支払えば、個別の著作権者に無許諾で授業目的において公衆送信することができるようになりました。

本制度の利用にあたり、佛教大学では補償金を支払っており、改正著作権法第 35 条 1 項の範囲内において著作物を使用することができます。

制度の詳細については、SARTRAS のホームページをご参照ください。

●SARTRAS ホームページ

<https://sartras.or.jp/>